

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の一般的な環境保全対策 | | 環境保全対策の実施状況 |
|-------------------------------|--|--|
| ① 道路事業における一般的な環境保全の方針 | | R3.4-6月まで |
| 1 | 一定規模以上の建設機械は低騒音型、低振動型の機械を採用します。 | 一定規模以上の建設機械は低騒音型、低振動型の機械を採用しています【写真】。 |
| 2 | トンネル工事において薬液注入工事を行う場合には「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年：建設省）」に基づいて、環境影響を最小化するよう努めます。 | トンネル工事において薬液注入工事を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年：建設省）」に基づいて実施しています。 |
| 3 | 実施区域は周知の埋蔵文化財包蔵地を通過しませんが、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」（昭和25年：法律第214号）の規定に基づき対処します。 | 施工箇所において埋蔵文化財の確認はありませんが、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」（昭和25年：法律第214号）の規定に基づき対処します。 |
| 4 | 工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壤汚染対策法」（平成14年：法律第53号）の規定に準じて対処します。 | 汚染土壌の存在に係る情報が確認されたため、「土壤汚染対策法」（平成14年：法律第53号）（以下「土対法」）の規定に準ずる手続きを行っています。 土対法第4条に係る届出済みであり、土対法第14条に係る申請を長野県事業と一体で提出しており、平成27年3月26日に県報告示されています。 |
| 5 | 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年：法律第137号）等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理します。 | 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年：法律第137号）等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理しています。 |
| ② 当該事業における一般的な環境保全の方針 | | R3.4-6月まで |
| 1 | 建設機械の稼働に係る粉じん等の影響を低減するために、一定規模以上の建設機械について排出ガス対策型建設機械の採用、散水、仮囲いの設置、建設機械と保全対象との離隔に配慮、作業方法の指導（停車中の車両等のアイドリングを止める、空ぶかし等をしない、建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を避ける等）、作業時間の配慮（粉じん等の影響が予測される強風時の作業を控える等の配慮）を行います。 | 建設機械の稼働に係る粉じん等の影響を低減するために、一定規模以上の建設機械について排出ガス対策型建設機械の採用【写真】、散水【写真】、作業方法の指導（停車中の車両等のアイドリングを止める、空ぶかし等をしない、建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を避ける等）、作業時間の配慮（粉じん等の影響が予測される強風時の作業を控える等の配慮）を行っています。 なお、工事施工箇所周辺に保全対象はなく、現時点では、仮囲いの設置、建設機械と保全対象との離隔に配慮は行っていません。 |
| 2 | 建設機械の稼働に係る騒音の影響を低減するために、遮音塀（防音シート）の設置、建設機械と保全対象との離隔に配慮、作業方法の指導（停車中の機械等のアイドリングを止める、空ぶかし等をしない、建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を避ける等）、作業時の資機材取り扱いの指導を行います。 | 建設機械の稼働に係る騒音の影響を低減するために、作業方法の指導（停車中の機械等のアイドリングを止める、空ぶかし等をしない、建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を避ける等）、作業時の資機材取り扱いの指導を行っています。 なお、工事施工箇所周辺には保全対象はなく、現時点では、遮音塀（防音シート）の設置、建設機械と保全対象との離隔に配慮は行っていません。 |
| 3 | 建設機械の稼働に係る振動の影響を低減するために、建設機械と保全対象との離隔に配慮、作業方法の指導（建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を避ける等）を行います。 | 建設機械の稼働に係る振動の影響を低減するために、作業方法の指導（建設機械の複合同時稼働や高負荷運転を避ける等）を行っています。 なお、工事施工箇所周辺には保全対象はなく、現時点では、建設機械と保全対象との離隔に配慮は行っていません。 |

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の一般的な環境保全対策 | | 環境保全対策の実施状況 |
|-------------------------------|--|--|
| ③ 当該事業における一般的な環境保全の方針 | | R3.4-6月まで |
| 4 | 工事施工ヤードでは景観を極力阻害しないようにヤードの目隠し等を検討し、環境影響の低減に努めます。 | 工事施工ヤードでは景観を極力阻害しないようにヤードの目隠し等を検討した結果、施工ヤードが視認できる場所への工事関係者以外の一般の人の立ち入りを禁止しています【写真】。 なお、一般の人が立ち入る状況が発生した場合には、目隠し等を検討します。 |
| 5 | 発破工事を実施する場合には、騒音・振動に係る一般的な保全対策として、発破の種類や雷管の選択や、火薬量調整による影響の低減を図るとともに、必要に応じて防音扉の設置等を行います。 | 調査坑トンネルの掘削を平成26年12月から平成30年6月に実施し、騒音・振動に係る一般的な保全対策として、発破の種類や雷管の選択、火薬量調整による影響の低減を図るとともに、平成27年2月3日に防音扉を設置しました。 なお、本坑トンネルの掘削を令和元年5月から開始しています。発破工事の開始に伴い、令和元年6月25日に防音扉を設置しました【写真】。 |
| 6 | 発破工事を実施する場合には、低周波音に係る評価手法や効果的な対策を検討するため類似事例や最新の知見の情報収集も含め十分に調査し、影響を低減するよう努めます。 | 平成24年度に、発破工事を行う場合の低周波音に係る評価手法や効果的な対策を検討するため類似事例や最新の知見の情報収集を含め、十分に調査し、影響を低減する環境保全対策（防音扉の設置）を検討しました。その上で、調査坑トンネルの発破工事の開始に伴い、平成27年2月3日に防音扉を設置しました。 なお、本坑トンネルの掘削を令和元年5月から開始しています。発破工事の開始に伴い、令和元年6月25日に防音扉を設置しました【写真】。 |
| 7 | 工事用車両の運行に係る粉じん等の影響を低減するために、工事施工ヤード内の工事用道路の仮舗装、散水、搬出入車両のカバーシート使用、工事用車両の洗車（搬出入車両のタイヤに付着した泥・土の水洗い設備等の設置）、工事用車両の運行時期の分散（粉じん等の影響が予測される強風時の作業を控える等の配慮）を行います。 | 工事用車両の運行に係る粉じん等の影響を低減するために、工事施工ヤード内の工事用道路の仮舗装【写真】、散水【写真】、搬出入車両のカバーシート使用、工事用車両の洗車（搬出入車両のタイヤに付着した泥・土の水洗い設備等の設置）、工事用車両の運行時期の分散（粉じん等の影響が予測される強風時の作業を控える等の配慮）を行っています。 |
| 8 | 工事用車両の運行に係る騒音の影響を低減するために、工事用車両の運行時期の分散、工事用車両の運行方法の指導（停車中の車両等のアイドリングを止める、空ぶかし等不必要な音を発生させない、規制速度の遵守等）を行います。 | 工事用車両の運行に係る騒音の影響を低減するために、工事用車両の運行時期の分散、工事用車両の運行方法の指導（停車中の車両等のアイドリングを止める、空ぶかし等不必要な音を発生させない、規制速度の遵守等【写真】）を行っています。 |
| 9 | 工事用車両の運行に係る振動の影響を低減するために、工事用車両の運行時期の分散、工事用車両の運行方法の指導（規制速度の遵守等）を行います。 | 工事用車両の運行に係る振動の影響を低減するために、工事用車両の運行時期の分散、工事用車両の運行方法の指導（規制速度の遵守等【写真】）を行っています。 |
| 10 | 工事用車両の運行に係る動物への影響を低減するために、動物のロードキル防止に留意した、運行方法の指導を行います。 | 工事用車両の運行に係る動物への影響を低減するために、動物のロードキル防止に留意し、運行方法の指導（運行ルート、走行速度規制等【写真】）を行っています。 |
| 11 | 工事用車両の、適切な運行管理を行い、触れ合い活動の場へのアクセス性を保全します。 | 工事用車両の適切な運行管理を行い、触れ合い活動の場へのアクセス性を保全しています。 |

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の一般的な環境保全対策 | | 環境保全対策の実施状況 |
|-------------------------------|--|---|
| ④ 当該事業における一般的な環境保全の方針 | | R3.4-6月まで |
| 12 | 施工管理の一環として、工事による河川水質への影響の有無を確認するため、小嵐川及び工事排水が想定される地点等適切な調査地点を設定し、着工前から環境基準に準拠した項目・手法による水質調査を行い、必要に応じて保全対策を検討し適切に実施します。 | 施工管理の一環として、工事による河川水質への影響の有無を確認するため、小嵐川及び工事排水が想定される地点(トンネル坑口付近)等適切な調査地点を設定し、着工前から環境基準に準拠した項目・手法による水質調査を実施しています。トンネル工事の着手に伴い、工事排水が想定される濁水処理施設直下に地点を設定し、調査を実施しています。 |
| 13 | 施工管理の一環として、工事による河川水質、地下水質、地下水位等の変化を確認するために水質汚濁防止法に準拠した項目・手法による排水の水質監視、ボーリング調査等による工事前及び工事中の詳細な地下水監視調査を実施します。 | 施工管理の一環として、工事による河川水質、地下水質、地下水位等の変化を確認するために水質汚濁防止法に準拠した項目・手法による排水の水質監視、道路予定地付近でのボーリング調査等による工事中の詳細な地下水監視調査を実施しています。 調査の結果、工事排水は排水基準を超過していません。なお、トンネル直上に設置した観測井については、トンネル調査坑の掘削により平成27年度に水位が低下しましたが、それ以降の水位は安定していました。その後、トンネル本坑の掘削が観測井付近に至ったことにより、令和2年7月に水位が孔底に達し、その後は地下水位及び地下水質を確認できません。一方で、周辺の河川や沢の流量に減少傾向はみられていません。今後もトンネル掘削に伴う湧水を注視していきます。 河川水質は、「小嵐川坑口部」のフッ素(5月)を除き、計測項目で環境基準を超過していません。これまで、小嵐川坑口部やその上下流にあたる水質調査地点(河川1,2)でも環境基準を超えることは無かったことから、今回は一時的に自然由来のフッ素が増加した状況と推察しています。今後も、他の地点も含め今後も水質の動向を注視していきます。 |
| 14 | トンネル掘削時の出水対策については、先進ボーリングによる前方被圧水の調査等、地盤の状況を把握し、濁水処理施設の規模を検討し適切に実施します。 | 平成24年度に、濁水処理施設の規模を検討しました。検討結果に基づき、調査坑の着工後は先進ボーリングによる前方被圧水の調査を行いながら、濁水処理施設の規模を検討し、設置しました。設置した濁水処理施設の規模を超過する出水は発生していません。 |
| 15 | トンネル掘削等における、地質由来の有害金属による河川、地下水への影響については、事前に先進ボーリング等により採取した試料の溶出量試験等を行うとともに、工事排水の水質監視を行い、必要に応じて保全対策を検討し適切に実施します。 | 調査坑トンネルの掘削を平成26年12月から平成30年6月に実施し、先進ボーリングにより地質由来の有害金属の有無を確認しながら施工した結果、溶出量基準を超過する有害金属（砒素）及び酸性土が検出されました。 そのため、有害金属等に対するモニタリング調査として、河川、地下水の水質監視を、平成27年1月から実施しています。 なお、本坑トンネルの掘削を令和元年4月から開始していますが、有害金属等に対するモニタリング調査として、河川、地下水の水質監視を引き続き実施しています。 |
| 16 | 建設発生土の利用にあたっては、事前に有害金属等の含有量試験等を行い、有害性が確認された場合は、保全対策を検討し適切に実施します。 | 含有量基準を超過する有害金属は検出されませんでしたが、有害金属（砒素）の溶出及び酸性土が検出されたため、有害金属等を含む建設発生土を盛土材として利用する際の発生土処理対策を計画しました。同計画に基づき、吸着層工法(健全土を吸着層として利用)を用いて盛土を行っています。なお、本報告の期間中（4～6月）では、5月に要対策土の掘削工事を実施しましたが、この間の水質分析では砒素等は従来と同様の傾向でした。引き続き水質監視（砒素を含む重金属）を実施していきます。 |

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の一般的な環境保全対策 | | 環境保全対策の実施状況 |
|-------------------------------|---|---|
| ②当該事業における一般的な環境保全の方針 | | R3.4-6月まで |
| 17 | 杭打ちや沢等の工事を行う場合には、締め切り工法の採用を検討し、締め切り工区内にてコンクリートを十分養生し、締め切りを開放する際には河川下流側のpHに異常が生じていないことを確認する等、水質、植物、動物、生態系への影響の低減に努めます。 | 本報告の期間中に、河川内での杭打ちや沢等の工事を実施していません。 |
| 18 | 夜間照明は、ナトリウム灯の採用、指向性照明の採用等を検討し、動物、生態系への影響の低減に努めます。 | 本坑トンネル掘削の24時間施工の開始に伴い、動物、生態系への影響を低減するため、誘虫性の低いLEDライトを採用し、令和元年5月に夜間照明を設置しました。なお、本報告の期間中も、夜間照明を伴う工事を継続して実施しています。 |
| 19 | 小動物の生息環境を保護する観点から、設計段階において、小動物の移動経路の確保等について検討を行い、必要に応じて保全対策を適切に実施します。 | 平成24年度に、小動物の本線への立ち入りを防止し、橋梁下に誘導する対策として、立ち入り防止柵の設置を検討しました。 なお、本報告の期間中に、立ち入り防止柵の設置工事を実施していません。 |
| 20 | 工事施工ヤード及びのり面等は、郷土種（コナラ、イロハモミジ等）による緑化を行い、要注意外来生物を使用しません。 注）「郷土種」は、「在来種」のうち伊那地域に生育するものとします。 | 本報告の期間中に、工事施工ヤード及びのり面等の緑化を実施していません。 |
| 21 | 長野県が指定する指定希少野生動植物が改変区域内で新たに確認された場合には、専門家等の指導・助言を受け、移植検討を行い適切に保全します。 | 長野県が指定する指定希少野生動植物は改変区域内で新たに確認されていないため、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。なお、指定希少野生動植物が改変区域内で新たに確認された場合には、専門家等の指導・助言を受け、移植検討を行い適切に保全します。 |
| 22 | 構造物については自然環境と調和したデザインを行います。 | 平成22年度に、構造物について自然環境と調和したデザインとして、排水管等の添架物を隠す等の設計検討を行いました。 なお、本報告の期間中に、対象となる構造物の工事を実施していません。 |
| 23 | 温室効果ガス対策として、詳細な施工計画の立案にあたり、環境負荷の少ない建設機械の使用と運転管理、環境負荷の少ない資材の使用、工事用車両の運行管理、建設副産物の移動距離の短縮等を検討し、適切に実施します。 | 温室効果ガス対策として、詳細な施工計画の立案にあたり、環境負荷の少ない建設機械の使用と運転管理、環境負荷の少ない資材の使用、工事用車両の運行管理、建設副産物の移動距離の短縮等を検討し、適切に実施しました。 |

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の個別要素の環境保全対策 | | | | 環境保全対策の実施状況 | |
|--------------------------------|---------------|-----------|-----------------------------|---|---|
| 対象 | | 実施時期 | 保全対策の項目 | 保全対策の内容 | R3.4-6月まで |
| 植物 | イワオモダカ | 工事中～供用後 | ・移植 | 工事及び道路の存在・供用に伴う水分条件等の変化によって間接的に影響を受けると予測された個体に対して、工事中から供用後にかけて生育状況の監視を行い、影響の程度を把握し、必要に応じて移植します。調査結果を踏まえ、専門家等の指導・助言を受け必要に応じて移植を行います。 | 現時点では、工事に伴う水分条件等の変化によって間接的に影響を受けると予測された個体は確認されていませんため、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 |
| | ハルトラノオ | 工事実施前 | ・工事施工ヤードの設置位置の検討、回避し難い場合は移植 | 工事によって消失する個体に対して、直接改変による影響を避けるため、工事施工ヤードの位置をハルトラノオの生育地を改変しない場所に変更することで、環境影響を回避します。工事施工ヤードの設置位置の検討にあたっては、副次的な環境影響が発生しないように専門家等の指導・助言を受けて検討します。ただし、改変を回避しがたい場合には、直接改変による影響を避けるため、直接改変を受けない確認箇所周辺への移植を行います。移植手法や時期等の選定にあたっては、専門家等の指導・助言を受け、現地調査により選定します。 | 環境保全対策は工事実施前の平成23年に完了しています。 |
| | ヒメニラ ・ヤマユリ | 工事実施前～供用後 | ・移植 | 工事によって消失する個体に対して直接改変による影響を避けるため、直接改変を受けない確認箇所周辺への移植を行います。工事及び道路の存在・供用に伴う日照等の変化によって間接的に影響を受けると予測された個体に対して、工事中から供用後にかけて生育状況の監視を行い、影響の程度を把握し、必要に応じて移植します。移植適地や手法、時期等の選定にあたっては、専門家等の指導・助言を受け、現地調査により選定します。 | ヒメニラの環境保全対策は工事中の平成27年に完了しています。 ヤマユリは、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 |

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の個別要素の環境保全対策 | | | | 環境保全対策の実施状況 |
|--------------------------------|----------|-------------------------|---|--|
| 対象 | 実施時期 | 保全対策の項目 | 保全対策の内容 | R3.4-6月まで |
| 植物 ユウシュンラン | 工事実施前 | ・工事施工ヤードの設置位置の検討 | 工事の実施によって消失する個体に対して、直接改変による影響を避けるため、工事施工ヤードの位置をユウシュンランの生育地を改変しない場所に変更することで、環境影響を回避します。工事施工ヤードの設置位置の検討にあたっては、副次的な環境影響が発生しないように専門家等の指導・助言を受けて検討します。 | 環境保全対策は工事実施前の平成21年に完了しています。 |
| 動物 クマタカ ヒガシヒダサンショウウオ* | 工事中 | ・クマタカの馴化を考慮した資材や建設機械の搬入 | 資材や建設機械は、繁殖期以前から少しづつ搬入し、クマタカが工事車両の運行、建設機械や資材の存在及び工事関係者の出入りに馴化できるように配慮し、必要に応じて、明かり部に目隠しの設置等を検討します。 | 資材や建設機械は、繁殖期以前から少しづつ搬入し、クマタカが工事車両の運行、建設機械や資材の存在及び工事関係者の出入りに馴化できるように配慮しました。必要に応じて、明かり部に目隠しの設置等を検討します。 なお、令和3年4~6月に生息状況の調査を行いました。 |
| | | ・産卵場所の代償（河川流量が減少する場合） | 工事中及び供用後の繁殖期に河川流量が減少して繁殖への影響が懸念される場合、石組み等で繁殖環境を復元することにより、繁殖状況を保全します。 | 現時点では河川流量の減少は確認されておらず、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 なお、令和3年6月に生息状況調査を行いました。 |
| | 工事中及び供用後 | ・繁殖期の移動（河川流量が減少する場合） | 工事中及び供用後の繁殖期に河川流量が減少して繁殖への影響が懸念される場合、産卵に来た成体やふ化した幼生を捕獲して適切な場所へ移動させることで、個体群の存続を保全します。 | 現時点では河川流量の減少は確認されておらず、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 なお、令和3年6月に生息状況調査を行いました。 |
| アカイシサンショウウオ | 工事中及び供用後 | ・移動 | 工事中及び供用後の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合、影響を可能な限り低減するため、適切な場所へ移動させることで、個体群の存続を保全します。 | 現時点では影響の程度は著しいものとなるおそれはないため、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 なお、令和3年6月に生息状況調査を行いました。 |

*環境影響評価時には「ヒダサンショウウオ」としていましたが、平成30年に「ヒガシヒダサンショウウオ」として新種記載されました。

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の個別要素の環境保全対策 | | | | 環境保全対策の実施状況 | |
|--------------------------------|--|-----------|-----------------------|---|--|
| 対象 | | 実施時期 | 保全対策の項目 | 保全対策の内容 | R3.4-6月まで |
| 動物 | ベニモンカラスシジミ | 工事実施前 | ・工事施工ヤードの設置位置の検討 | ベニモンカラスシジミの食餌植物であるコバノクロウメモドキの直接的改変を回避するために、工事施工ヤードの設置位置を検討します。工事施工ヤードの設置位置の検討にあたっては、副次的な環境影響が発生しないように専門家等の指導・助言を受けて検討します。 | 環境保全対策は工事実施前の平成24年に完了しています。 |
| | | | ・食餌植物の改変範囲の最小化 | 工事施工ヤードの設置位置を変更しがたい場合には、改変範囲を最小化して、影響の最小化を図ります。 | 環境保全対策は工事実施前の平成24年に完了しています。 |
| | | 工事中及び供用後 | ・隣接する沢への食餌植物の移植 | 改変区域内にあるベニモンカラスシジミの食餌植物であるコバノクロウメモドキについては、移植を実施します。 | 環境保全対策は工事中の平成28年に完了しています。 |
| 生態系 | ネバタゴガエル ^{*1} ※クマタカ、ヒガシヒダサンショウウオ ^{*2} 、アカイシサンショウウオ、ベニモンカラスシジミは「動物」と同様。 | 工事中及び供用後 | ・産卵場所の代償（河川流量が減少する場合） | 工事中及び供用後の繁殖期に河川流量が減少して繁殖への影響が懸念される場合、石組み等で繁殖環境を復元することにより、繁殖状況を保全します。 | 現時点では河川流量の減少は確認されておらず、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 なお、令和3年6月に生息状況調査を行いました。 |
| | | | ・繁殖期の移動（河川流量が減少する場合） | 工事中及び供用後の繁殖期に河川流量が減少して繁殖への影響が懸念される場合、産卵に来た成体やふ化した幼生を捕獲して適切な場所へ移動させることで、個体群の存続を保全します。 | 現時点では河川流量の減少は確認されておらず、本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 なお、令和3年6月に生息状況調査を行いました。 |
| | 動物相・植物相 | 工事実施前～供用後 | ・沢等の動物相・植物相の確認 | 表流水が減少する可能性があると想定される箇所について、工事前から指標種以外の種も対象として、生息種・生育種の記録のためのコドラート調査を行います。 | 本報告の期間中に新たな環境保全対策は実施していません。 |

*1 環境影響評価時には「タゴガエル」としていましたが、平成26年に「ネバタゴガエル」として新種記載されました。

*2 環境影響評価時には「ヒダサンショウウオ」としていましたが、平成30年に「ヒガシヒダサンショウウオ」として新種記載されました。

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

工事施工状況等報告：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 環境影響評価書（長野県飯田市南信濃）の個別要素の環境保全対策 | | | | 環境保全対策の実施状況 | |
|--------------------------------|------------------------|---------|---|---|---|
| 対象 | | 実施時期 | 保全対策の項目 | 保全対策の内容 | R3.4-6月まで |
| 景観 | 島畑からの八重河内西山の眺望 | 工事中～供用後 | ・視点の代償 | 島畑周辺の八重河内西山の眺望を遮らない箇所に新たに視点場を設けます。 | 長野県飯田建設事務所と飯田市との協議において、島畑からの八重河内西山の眺望、塩の道（秋葉街道）、島畑、木地師墓石「庚申」については、環境保全対策として「記録保存」を行うこととなり、平成24年度に記録保存が飯田市により実施されました。 |
| 人触れ | 塩の道（秋葉街道）、島畑、木地師墓石「庚申」 | 工事中 | ・塩の道（秋葉街道）等の保全措置の検討（関係者協議） | 対象道路明かり部の改変区域について、関係者協議のもと、塩の道（秋葉街道）、島畑、石碑及び周辺の樹林の復元等を検討し、必要な保全対策を実施します。 | R3.4-6月まで |
| | | 供用後 | ・必要に応じて塩の道（秋葉街道）、島畑、木地師墓石「庚申」の復元 | 関係者と協議のもと、塩の道（秋葉街道）、島畑、石碑及び周辺の樹林の復元等を検討し、必要な保全対策を実施します。 | |
| 廃棄物等 | 廃棄物等 | 工事中 | ・再利用の推進（工事間利用の徹底）（50km以内での再利用、自然に配慮した仮置き場の選定） | 「公共工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日付 国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号大臣官房技術調査課長等発）に基づき、建設発生土は50km以内の他の建設工事（民間も含む）へ搬出し、再利用を図るよう調整します。なお、建設発生土を仮置する場合には、自然環境の保全に配慮して仮置き場の選定を行います。 | 「公共工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日付 国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号大臣官房技術調査課長等発）に基づき、建設発生土は50km以内の他の建設工事（民間も含む）へ搬出し、再利用を図るよう調整します。なお、建設発生土を仮置する場合には、自然環境の保全に配慮して仮置き場の選定を行っています。 |

三遠南信自動車道 青崩峠道路（長野県飯田市南信濃）に係る環境の保全のための措置の状況

新たに講ずることとした環境の保全のための措置：令和3年4月-6月の状況

▶これまで、必要な保全対策に取り組んでおり、今後も事業進捗に応じて必要な保全対策を実施する予定です。

▶本報告（令和3年度第1四半期：R3.4-6月）の期間中、新たな保全対策は実施していません。

| 新たに講ずることとした環境の保全のための措置 | | | | 環境保全対策の実施状況 | |
|------------------------|------------------|-------|---------|--|--|
| 対象 | | 実施時期 | 保全対策の項目 | 保全対策の内容 | R3.1-3月まで |
| 植物 | タチキランソウ ・カヤラン | 工事実施前 | ・移植 | 工事の施工前に、工事施工箇所の踏査を行い、貴重な植物種の有無について確認し、生育が確認された場合には、移植対策により、貴重植物の保全を行います。 | 環境保全対策は工事中の平成29年に完了しています。 |
| 動物 | イモリ・モリア オガエル | 工事実施前 | ・移動 | 工事の施工前に、工事施工箇所の踏査を行い、貴重な動物種の有無について確認し、生息が確認された場合には、移動対策により、貴重動物の保全を行います。 | 環境保全対策は工事中の平成28年に完了しています。 なお、令和3年6月にモリアオガエルの生息状況モニタリング調査を行いました。 |
| 生態系 | ネバタゴガエル ※ | 工事実施前 | ・移動 | 工事の施工前に、工事施工箇所の踏査を行い、生態系の注目種の有無について確認し、生息が確認された場合には、移動対策により、生態系の注目種の保全を行います。 | 環境保全対策は工事実施前の平成25年に完了しています。なお、令和3年6月に生息状況調査を行いました。 |

※環境影響評価時には「タゴガエル」としていましたが、平成26年に「ネバタゴガエル」として新種記載されました。

※タチキランソウ、カヤラン、イモリ、モリアオガエルは、環境影響評価書において事後調査として設定されていませんが、新たに実施した事後調査を示します。

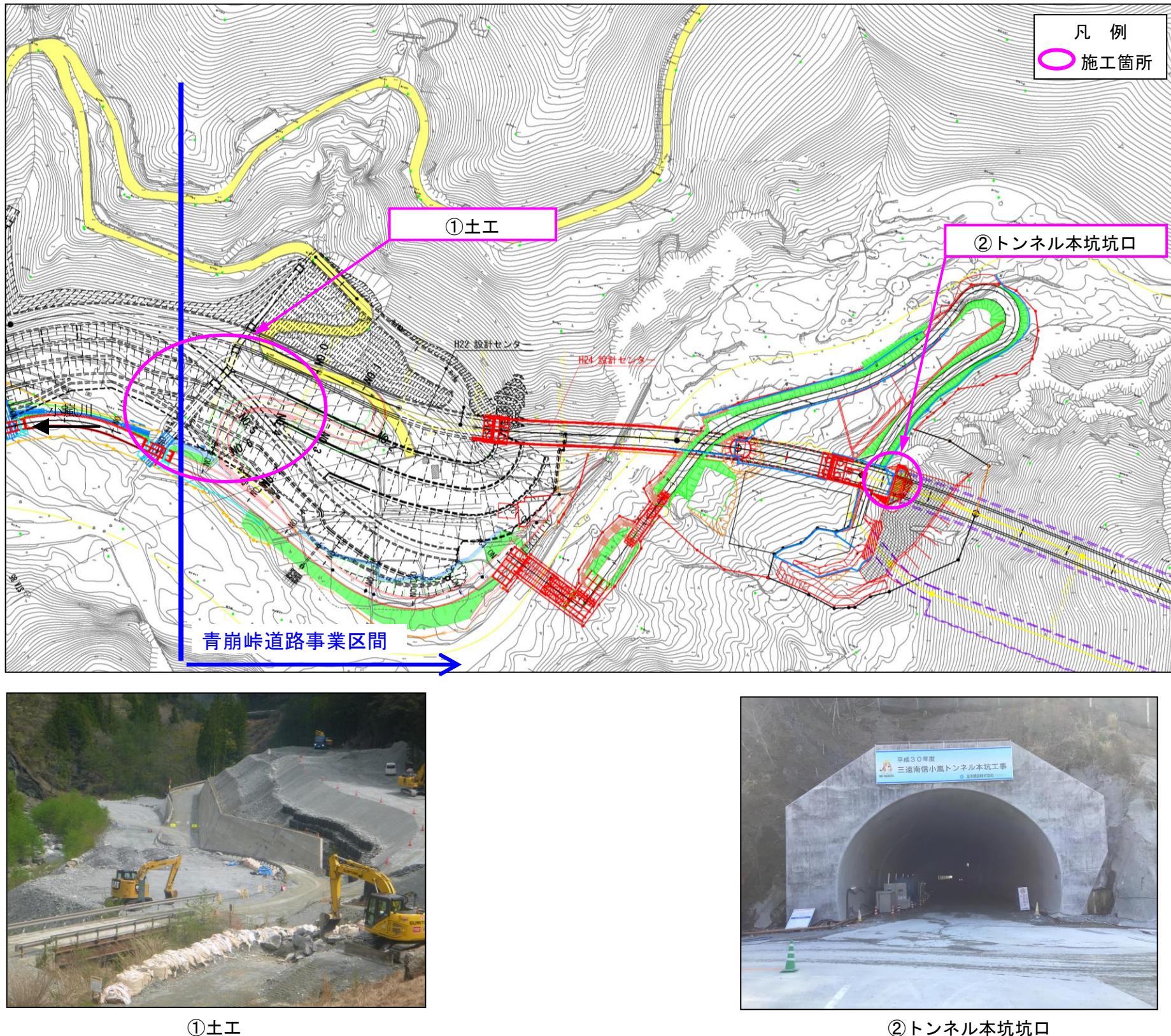


図 対象事業の実施状況

【使用している建設機械及び工事現場における配慮】



工事用道路の仮舗装



工事現場への立ち入り禁止柵



散水



規制速度・走行速度の明示



排ガス対策型・低騒音型建設機械



トンネル坑口 防音扉の設置

写真 保全対策実施状況